(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 市長)

選挙運動用ビラ作成証明書

令和 年 月 日

令和7年10月26日執行 上越市議会議員補欠選挙 候補者

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

選挙運動用ビラ作成業者					
の氏名又は名称及び住所					
並びに法人にあってはそ					
の代表者の氏名					
作	成	枚	数	枚	ζ
作	成	金	額	P]

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。
- 2 選挙運動用ビラの作成業者が上越市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成 業者は、上越市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数4,000枚
 - (2) 限度額 単価(8.38 円限度) × 作成枚数(4,000 枚限度)
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の 選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。